

## 5. 財政健全化法における健全化判断比率等

### (1) 法律の概要

#### ① 目的

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする。

#### ② 健全化判断比率等の公表

地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率等を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表。

- ア 実質赤字比率
- イ 連結実質赤字比率
- ウ 実質公債費比率
- エ 将来負担比率
- ※資金不足比率（公営企業ごと）

#### ③ 財政の早期健全化

- ②ア～エの比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、
- 財政健全化計画を作成し、議会の議決を経て、速やかに公表。
  - 毎年度、財政健全化の実施状況を議会に報告し、公表。

#### ④ 財政の再生

- ②ア～ウの比率のいずれかが財政再生基準以上の場合、
- 財政再生計画を作成し、議会の議決を経て、速やかに公表。
  - 毎年度、財政健全化の実施状況を議会に報告し、公表。
  - 財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、起債を制限。
  - 収支不足を振り替えるため、総務大臣の許可を受け、再生振替特例債（※）の起債が可能。  
※再生振替特例債・・・収支不足額を振り替えるための赤字地方債であり、財政再生計画の期間内に償還することが必要。

#### ⑤ 公営企業の経営の健全化

- 公営企業ごとに資金不足比率を算出し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表。
- 経営健全化基準以上となった場合は、
  - ・経営健全化計画を作成。
  - ・③と同様の仕組みにより健全化を図る。

### (2) 公布及び施行日

公布：平成19年6月22日

施行：平成21年4月1日（平成20年度決算から）  
ただし、比率の公表は平成19年度決算から

### (3) 平成19年度決算に基づく健全化判断比率等 (暫定値)

#### ①実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\text{一般会計等（＝普通会計）の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【本県算定】  
実質赤字なし（－％）

【基準】  
早期健全化基準 3.75％ 財政再生基準 5％

#### ②連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\text{連結（一般会計等＋公営企業会計）実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【本県算定】  
実質赤字・資金不足なし  
（－％）

【基準】  
早期健全化基準 8.75％ 財政再生基準 15％

#### ③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) \\ &- (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

【本県算定】  
17.8％(対前年▲0.3％)

【基準】  
早期健全化基準 25％ 財政再生基準 35％

#### ④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る})}{\text{基準財政需要額算入額}}$$

$$\frac{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政需要額算入額}}$$

【本県算定】  
227.9％

【基準】  
早期健全化基準 400％

※将来負担額

地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定額など一般会計等が将来負担すべき実質的な負債

## ⑤資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【本県算定】

いずれの会計も資金不足なし（－％）

【基準】

経営健全化基準 20％

※算定初年度であるため、上記①～⑤の健全化判断比率等は、今後総務省からの取り扱い通知の変更等により数値が変動する可能性がある。

## （４）今後のスケジュール



【参考】総務省による健全化判断比率等公表スケジュール（予定）

9月末 各地方公共団体の暫定値公表

11月末 各地方公共団体の確定値公表